

令和7年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
(短期入所編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
短期入所編をはじめます。

運営指導等における指導内容 (短期入所編)

2

短期入所編では、運営指導等における指導内容について説明します。

サービス提供の記録

- サービス提供の記録には、「入所・退所の日時」や「送迎の方法」を含めて記録に残す必要があります。



- サービスを提供した際の記録には、具体的なサービス内容と心身の状況だけではなく、「入所、退所の日時」や「送迎の方法（家族の送迎か、事業所の送迎か等）」についても記録してください。特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後、再びサービス提供する場合にも、退所、入所として取り扱う必要があります。
- なお、同一利用者に対し、同一法人内の複数の短期入所事業所よりサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

3

最初にサービス提供の記録について、説明します。

サービス提供の記録には、「入所・退所の日時」や「送迎の方法」を含めて記録に残す必要があります。

サービスを提供した際の記録には、具体的なサービス内容と心身の状況だけではなく、「入所、退所の日時」や家族の送迎や事業所の送迎などの「送迎の方法」も記載してください。

特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後、再びサービス提供する場合にも、退所、入所として取り扱う必要があります。

なお、同一利用者に対し、同一法人内の複数の短期入所事業所よりサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

短期入所サービス費

- 夕方に入所した日や午前中に退所した日には、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する必要があります。



- 日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する必要があります。

続いて、短期入所サービス費について、説明します。

夕方に入所した日や午前中に退所した日には、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する必要があります。

日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する必要があります。

定員超過利用減算

- 利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

(1) 1日の利用者数 > 利用定員 × 110%

→ 当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近の過去3か月の利用者延べ数 > 利用定員 × 開所日数 × 105%

→ 当該1月間について利用者全員につき減算



- ・ 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、利用定員を変更するなど適切な対応に努める必要があります。なお、利用定員の変更には運営規定の変更が必要です。
- ・ 減算に該当しない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合などを除き、利用定員を超える場合には他事業所を紹介する等により対応してください。

5

次に、定員超過利用減算について説明します。

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

1日の利用者数が利用定員に110%を乗じて得た数を超える場合、当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定してください。

このほか、直近の過去3か月の利用者延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、さらに、105%を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算になります。

恒常的に定員を超過する場合には、利用定員を変更するなどの適切な対応に努める必要があります。なお、利用定員の変更には運営規定の変更が必要です。

減算に該当しない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合などを除き、利用定員を超える場合には他事業所を紹介する等により対応してください。

食事提供体制加算

- 低所得者等の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供する必要があります。
- 加算を算定するためには、次のいずれにも該当する必要があります。
 - ① 管理栄養士または栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
 - ② 食事提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。
 - ③ 利用者ごとの体重またはBMIを概ね6月に1回記録していること。



- ・ 短期入所における食事提供加算は令和9年3月31日までの経過措置となります。
- ・ 利用者が体重やBMIの記録を拒んだ場合は、その旨を記録してください。ただし、利用者への確認は概ね6月に1回は必要です。
- ・ 1日に複数回食事を提供した場合も複数回分の算定はできません。ただし、食材料費は複数食分を利用者から徴収しても構いません。

6

次に、食事提供加算について説明します。

低所得者等の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供する必要があります。

加算を算定するためには、次の1から3までのいずれにも該当する必要があります。

- 1、管理栄養士または栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- 2、食事提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。
- 3、利用者ごとの体重またはBMIを概ね6月に1回記録していること。

短期入所における食事提供加算は令和9年3月31日までの経過措置となります。

利用者が体重やBMIの記録を拒んだ場合は、その旨を記録してください。ただし、利用者への確認は概ね6月に1回は必要です。

1日に複数回食事を提供した場合も複数回分の算定はできません。ただし、食材料費は複数食分を利用者から徴収しても構いません。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導(短期入所編)を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



お疲れさまでした。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導短期入所編を終わります。

また、大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。